

覚書

[提唱者]

[協力団体]

1. 件名

[国]、[市町村]における地区補助金[XXXXX]番

2. 目的

「協力団体」は、技術的な支援や、インフラの提供、アドボカシー、研修、教育などの面で支援を提供する、定評あるロータリー以外の団体または教育機関を指す。協力団体は、ロータリー財団が定めるすべての報告および監査活動要件に従うだけでなく、財団の求めに応じ、領収書あるいは購入を裏付ける書類を提出しなければならない。本文書は、ロータリー財団の地区補助金を使って実施されるプロジェクトに関連し、上記関係者の間における協力と同意の枠組みを定めるものである。

3. 代表連絡担当者

	提唱者	協力団体
氏名	[氏名]	[氏名]
住所	[住所]	[住所]
電話	[電話]	[電話]
Eメール	[Eメール]	[Eメール]

4. 合意

A. 上記の関係者は、地区補助金[XXXXX]番が、本プロジェクトにかかるロータリークラブおよび（または）地区により、開始、管理、運営されることを確認する。

B. [提唱者]は[協力団体]が、プロジェクト実施国のすべての法律の下で活動し、信用性および責任能力のある団体であることを認める。

C. 上記の関係者は、地区補助金[XXXXX]番が承認された場合、補助金が[提唱者]に授与されるものであり、[協力団体]に授与されるものではないことを了解している。

D. プロジェクトの全資金は、提唱者であるロータリアンにより管理されるものであり、[協力団体]により管理されるものではない。

E. [協力団体]は、ロータリー財団補助金の授与と受託の条件および地区の提示する条件に従わなければならぬ。

F. [協力団体]および本プロジェクトへの[協力団体]の参加に関し、ロータリー財団により、財務・運営面における調査・監査を受ける場合がある。

5. [提唱者]は、以下を行うものとする。

- A. [提唱者の責務]
- B. [提唱者の責務]
- C. [提唱者の責務]

6. [協力団体]は、以下を行うものとする。

- A. [協力団体の責務]
- B. [協力団体の責務]
- C. [協力団体の責務]

7. 変更

法律文書としての本文書に加えられる変更は、変更が実施される前に、関係者の相互の合意によって、全関係者の署名と日付が入り、地区ロータリー財団委員会が承認した書面による変更文書の発行をもって行われるものとする。

8. 利害の対立

協力団体の有給職員または理事となっているロータリアンを含め、利害の対立が実際に存在したり、存在すると見受けられる場合には、地区ロータリー財団委員会に報告しなければならない。

9. 署名

以下に署名することによって、上記の関係者は、本覚書の条件に同意する。

[提唱者]

日付

[協力団体]

日付